

育児・介護休業法が改正されました！事業主の皆様へ！

企業立地雇用推進課

☎ 965-5611

少子化の流れを変え、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる社会を目指して、育児・介護休業法が改正され、平成22年6月30日から施行されました。

※育児・介護休業法は、企業や事業所の規模や業種を問わず適用されます。

育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限、所定外労働の免除、所定外労働時間の短縮措置（短時間勤務制度）については、就業規則等に制度を定めることが求められています。

沖縄労働局ホームページ

<http://okirodo.go.jp>

（新着情報：「改正育児・介護休業法の内容、規定例」）

沖縄労働局雇用均等室

TEL 868-4380

アナログ放送終了まであと一年

情報課

☎ 973-5204

◎地上デジタル放送を受信するための簡易なチューナーの無償給付等の支援について

総務省では、経済的な理由等で地上アナログ放送から地上デジタル放送に移行することが難しい世帯に対し、簡易なチューナー（1台）の無償給付等の支援を実施しています。

【とき】 12月28日（消印有効）

【申請方法】 郵送による申込み

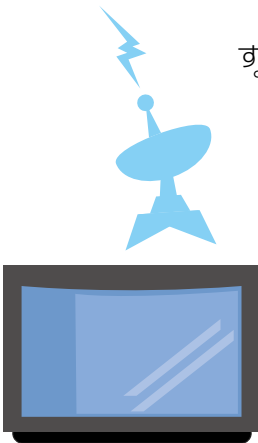
【対象】

①生活保護などの公的扶助を受けている世帯

②障がい者がいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯

③社会福祉施設に入居し、自らテレビを持ち込んでいる世帯

※右記の世帯の中でNHKの受信料が全額免除されている世帯が対象です。



死亡届等が未提出の皆様へ

市民課

☎ 973-3206

先般、法務局が100歳以上の住所が分からない（戸籍附票に住所の記載がない）高齢者について調査を行ったところ、沖縄県全体（紙の戸籍簿を使用している一部の村を除く）で、1万700人余の戸籍が存在することが判明し、当市においては、723人の住所の分からない100歳以上の高齢者の戸籍が存在することが明らかになりました。

このような戸籍が存在している大きな理由は、親族等から提出されるべき死亡届等が未提出となっていることが考えられます。

親族など関係人の戸籍で、まだ死亡の届出等を行っていないものがありまして、早急に届出をしてください。

手続は、次の各事案に応じて届書を作成し、市民課へ提出してください。

1、死亡届

①死亡診断書や外国の身分登録機関で登録された死亡証明書を所持している場合は、同証明書（外国の官憲が作成した証明書については翻訳文をつけてください。）を添付してください。

②死亡診断書を所持していない場合は、死亡診断書に替わって、事件本人の遺体を確認した人に死亡現認書（誰が、いつ、どこで、どのような状態で亡くなったかを記載した書面）や葬儀に参列した方の参列証明書、位牌があるときはその写真など、死亡を証明する資料を添付してください。

2、国籍喪失届

日本人が外国へ渡航し、自己の希望で外国の国籍を取得したときは、取得した時点で自動的に日本国籍を喪失します。親族等で該当者がいましたら、外国国籍取得を証する書面（帰化証明書等）を添付してください。

詳細や不明な点がありましたら、次へお問い合わせください。

◆うるま市役所市民課

☎ 973-3206

又は、

◆那覇地方務局 沖縄支局

☎ 937-13278

